

介護保険情報誌

みんなの 介護保険



特集

今回は、介護保険料についてお知らせします。

■ 地域のデータ (H17. 2. 28現在)

総人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率
119,513人	39,998戸	22,522人	18.84%

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.6
2005. 4

介護保険料特集

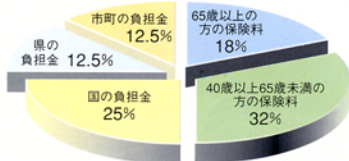
介護保険制度の被保険者(加入者)について

鳥栖地区広域市町村圏組合域内(鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町)に住所のある40歳以上の方は、原則として鳥栖地区広域市町村圏組合で運営する介護保険の被保険者(加入者)となります。被保険者は年齢によって第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に分けられます。

介護保険の財源について

介護保険の給付に必要な費用のうち、半分を公費(国や自治体の負担金)、残り半分を保険料でまかないます。

介護保険運営財源内訳



40歳以上65歳未満の方の介護保険料について

保険料は加入している健康保険によって異なります。医療分と介護分を一つの保険料として納めていただきます。

★国民健康保険に加入している方の場合

介護保険料は、国民健康保険税と同様に計算され、世帯主が納めます。

所得割

第2号被保険者の
所得に応じて計算

+

均等割

世帯の第2号被保険者
の数に応じて計算

+

平等割

第2号被保険者の
属する世帯で1世帯
につきいくらかと計算

★職場の医療保険に加入している場合

介護保険料は、給与（標準報酬月額）及び賞与（標準賞与額）と医療保険ごとに設定される介護保険料率に応じて設定され、従来の医療保険の保険料と合わせて毎月の給与および賞与から徴収されます。

※保険料は原則として半分を事業主が負担します。

65歳以上の方の介護保険料について

◎介護保険料基準額の算定方法

鳥栖地区広域市町村圏組合域内で必要な介護サービス費の総費用のうち65歳以上の方の負担分(18%)を、65歳以上の方の人数を基にして介護保険料を算定します。



◎介護保険料は5段階に区分されています

所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
対象者	老齢福祉年金受給者でありかつ市町村民税世帯非課税者、生活保護の受給者	市町村民税非課税者	市町村民税本人非課税者(世帯内に市町村民税課税者がいる場合)	市町村民税課税者で合計所得金額が200万円未満の者	市町村民税課税者で合計所得金額が200万円以上の者
保険料(年額)	18,120円	27,180円	36,240円	45,300円	54,360円

◎65歳以上の方の介護保険料は65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

(例)10月1日が誕生日の方→9月分から納めます

10月2日が誕生日の方→10月分から納めます

◎介護保険料の納付の方法は「特別徴収」と「普通徴収」の2通りあります。

◆特別徴収

老齢基礎年金など老齢、退職を支給事由とした公的年金受給者のうち年額18万円以上の年金額を受給している65歳以上の方は、公的年金から介護保険料を差し引きします。

◆普通徴収

老齢、退職を支給事由とした公的年金を受給していなかったり、年額18万円未満の年金額を受給している65歳以上の方、または年度途中で65歳になられた方は、納付書又は口座振替により納めていただきます。

年金をもらっているのに、年金から差し引きにならない場合があります。
その場合は納付書が送られてきますので、その納付書で納めてください。

- (例)・年度途中で65歳になった
・年度途中で年金の受給が始まった
・年度途中で他の市町村から転入した
・年度途中で保険料が減額になった
・年度途中で年金が一時差し止めになった
(年金の現況届の未提出のため)

翌年度9月までは納付書で納めます。
そして、基準日(4月1日)に老齢
(基礎)年金を年間18万円以上もら
われていたら10月から年金より差し
引かれます。

- ・年度途中で保険料が増額になった

年金から差し引き+増額分を納付書
で納付してください。

※老齢福祉年金・遺族年金・障害年金については、現在差し引きの対象となりません。

口座振替をご利用ください

納付書で介護保険料を納めている方には、口座振替をおすすめします。納めに行く手間も省け、
うっかり納め忘れることもなく、確実に納められます。介護保険料預金口座振替依頼書・自動振込
利用申込書に必要事項をご記入の上、ポストに投函してお申し込みください。一度手続きを行うと、
毎年自動的に継続されます。

※介護保険料預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書は納付書と一緒に郵送しています。また、
市町窓口にも備え付けています。

※口座振替の開始は、申し込み日の翌月からです。

※口座の残高をご確認ください。



災害及び生活困窮による 介護保険料の減免を実施しています。

■災害による減免

★対象者

震災、風水害等により住宅又は家財に著しい損害を受けた方で、次の①及び②を満たす方

- ①損害金額（※保険金、損害賠償等により補填される金額を除く）がその価値の10分の3以上
- ②前年中の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下



★減免の程度

前年中の 世帯の合計 所得金額の合算額	損害程度		軽減または免除の割合	
			10分の3以上 10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下であるとき			2分の1	全 部
500万円を超え 750万円以下であるとき			4分の1	2分の1
750万円を超え 1000万円以下であるとき			8分の1	4分の1

■生活困窮による減免

★対象者

生活が困窮していると認められる方で、次の①及び②を満たす方

- ①資産等を活用しても生活が著しく困窮する（※世帯の預貯金等の合計額が第1号被保険者1人あたり120万円以下であることなど）
- ②年間収入額が減免基準額未満である

※減免基準額は、世帯単位で算出しますが、税法上又は医療保険等の被扶養者である場合は納税義務者又は被保険者と同じ世帯とみなします。

※減免基準額の目安（1人世帯居宅の場合）

65～69歳……約80万円

70歳以上……約95万円

世帯の人数、年齢、障害の程度等により減免基準額の金額は変わります。

★減免の程度

納期未到来の保険料で、基準額（第3段階）の25%で算出した額との差額。

介護保険料に関するよくある質問

1 口座振替と年金からの差し引きで二重払いにならないですか？

- Q** 口座振替を申し込んでいましたが、10月から年金からの差し引きになりました。口座と年金の二重払いにならないですか？また、何か手続きは必要ですか？
- A** 口座引き落としは、年金からの差し引きになると、自動で停止します。よって、二重払いになりません。また、手続き等も必要ありません。

2 サービスを利用しなくても保険料は払う必要ありますか？

- Q** 今は元気で介護の必要はないし、もしも介護が必要になっても家族が面倒を看てくれるのに、保険料を払わなくてはいけませんか？
- A** 介護保険は将来誰にでも起こりうるリスクを地域で支え合う精神に基づいた制度です。65歳以上の方の保険料は地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。ご理解ください。また、ご家族の方がずっと家で介護し続けるのは大変です。ご家族のためにも介護保険料の納付をお願いします。

3 64歳までの保険料と65歳からの保険料で二重払いにならないですか？

- Q** 現在会社で働いていて、社会保険料から介護保険料が引かれていて、8月に65歳になり介護保険料納入通知書が送られてきました。社会保険料と介護保険料の二重払いにならないですか？
- A** 65歳以上の方は直接ご本人に介護保険料の支払いをしていただく仕組みになっています。よって、65歳からは納入通知書の額を直接お支払いいただきます。もし会社にお勤めされていて、社会保険料を支払っておられる方で、65歳になってもなお、社会保険料から介護保険料を差し引かれている方は、会社の担当部署にお問い合わせください。
- ※国民健康保険に加入されている方で、年度途中で65歳になられる方は、65歳の誕生日の前日が属する月の前月分までの国民健康保険税（介護保険分）を当該年度の納期で振り分けて納付していただきます。そのため、65歳になった後は、その年度の最終納期までは、国民健康保険税（介護保険分）もお支払いいただきます。

あなたのサービスをチェックしてみましょう

介護保険は、介護や社会的支援が必要な人に対して、その人が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要な介護サービスを行うことを目的としています。



介護保険制度は、利用者本人によるサービスの選択を基本的な理念としています。サービスの利用は、原則として利用者と事業者・施設の自由な契約にもとづきます。

介護サービスは、介護を必要とする高齢者の生活をより便利にしてくれます。ただし、必要以上のサービスを利用することは、自立を促すのとは正反對の結果を招いてしまうおそれもあります。自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを受けている人もこれから受ける人も、サービスについてチェックしておきましょう。

「してほしいこと」だけにとらわれていませんか？

介護保険は、利用者自身がサービスを選んで利用する制度です。だからといって、単に希望や要望だけでサービスを選んでしまうと、心身の状態が悪化してしまう可能性もあります。あくまでも、自立を目的とすることが大切です。

サービスを定期的に見直しましょう

高齢者のからだの状態は変化しやすく、介護の必要性も常に一定とは限りません。利用している介護サービスが自分にあっているかを定期的に見直し、利用者本人にあったサービスを利用するよう心がけましょう。

サービスの効果を確認しましょう。

サービスを利用することで、気持ちがあかるくなった、自分でできることが増えた、家族が介護しやすくなった等、介護の負担が軽くなったりしましたか？

チェックして問題があった場合は、事業者やケアマネージャーに相談して改善してもらいましょう。

みやき町 誕生

周知のとおり平成17年3月1日から
中原町、北茂安町、三根町の3町が合
併してみやき町が誕生しました。

みやき町にお住まいの方で介護保険に関する
お問い合わせは、役場福祉課にお願いします。

みやき町役場
福祉課
(中原庁舎内)
TEL.0942-94-5724

また、介護保険に係る各種申請・届出関係はお近くの役場総合窓口課にてお願いします。

みやき町庁舎
(北茂安庁舎)
総合窓口課
TEL.0942-89-1652

中原庁舎
総合窓口課
TEL.0942-94-5722

三根庁舎
総合窓口課
TEL.0942-96-5532

■ お問い合わせは/ 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1
TEL.0942-81-3315 FAX.0942-81-3316



又は、お住まいの市・町の介護保険窓口へ

鳥栖市役所 社会福祉課	TEL.0942-85-3554
基山町役場 保健福祉課	TEL.0942-92-7934
上峰町役場 福祉課	TEL.0952-52-2181
みやき町役場 福祉課(中原庁舎内)	TEL.0942-94-5724